

令和4年度大江町スマート農業推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、コロナ禍によりもたらされた生活様式や消費行動の変化、ICTの推進等に対応し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に向けた農業経営の継続や安定化を図るため、農機具等の導入に要する経費について、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 農機具…農作業のみに使用可能な機械、器具。その他町長が農機具と認めた機械、器具。
- (2) 農業者…本人名義での経営農地(借地を含む)が10a以上で前年の農業収入が50万円以上の者。
- (3) 認定農業者…農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画を作成し、町の認定を受けた者。
- (4) 認定新規就農者…農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画を作成し、町の認定を受けた者。
- (5) 団体…農業法人もしくは規約を有し、事業責任者、会計管理者等を明確にしている3戸以上の農業者で構成される団体。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町内に居住し、かつ町内の農地で農業を営んでいる農業者及び団体。
- (2) 町税を完納している農業者及び、構成員が町税を完納している団体。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる農機具等は1台あたりの本体価格が20万円以上(消費税を除く)であり、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、省力化や高品質生産を可能にするものとする。

(補助金の額及び補助率)

第5条 補助対象事業に対する補助率は2分の1以内（消費税を除く）とし、補助限度額は、500,000円とする。ただし、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書及び添付書類は次のとおりとする。

- （1） スマート農業推進事業補助金交付申請書
- （2） 事業計画書（別記様式第1号）
- （3） 収支予算書（別記様式第2号）
- （4） 公簿等閲覧同意書（別記様式3号）
- （5） 対象農機具等の異なる3者の見積書及び商品カタログ
- （6） その他町長が必要と認める書類

（条件）

第7条 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業によって取得した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳（別記様式第4号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（概算払）

第8条 町長は、必要と認めるときは、補助事業者の請求に基づき補助金の概算払いをすることができる。

- 2 補助事業者は、概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、事業完了後30日以内、又は当年度の2月28日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- （1） 事業成績書（別記様式第1号）
- （2） 収支精算書（別記様式第2号）
- （3） その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し等)

第10条 町長は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には交付の決定若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 実施主体が、法令、本要綱に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 実施主体が、補助金に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、前2項の取消しに係る部分に対して補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 実施主体は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第19条第1項の規定に基づき加算金又は遅延損害金を町に納付すること。

(補助金の返還)

第11条 前条の補助金の返還命令の通知は、補助金返還命令書（別記様式第6号）による。

(財産処分の制限)

第12条 実施主体は、規則第22条の規定により町長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に返還させることができるものとする。

3 規則第22条ただし書に規定する町長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）に定める期間とする。

(附則) この要綱は、令和4年8月1日から施行する。